

平成28年度農地中間管理事業活動方針

平成28年6月 公益財団法人香川県農地機構

1 本県農業・農村を取り巻く情勢とこれまでの取組経過

本県の農家1戸当たりの経営規模は0.9ha、全国平均2.1haの4割程度と零細であり、また、ほ場整備率も全国平均63.8%の6割程度の37.5%と低く生産基盤は他県に比べて非常に脆弱です。こうした状況の中、本県では恵まれた自然条件や地理的条件を生かし、米と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や施設園芸等の集約的な経営など、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されてきました。しかしながら、近年、農業従事者の減少や高齢化の進行などを背景として、耕作条件の悪い中山間地域や島しょ部のみならず、比較的條件に恵まれている平坦部においても農地の遊休化が進み、耕地利用率は全国平均91.8%を下回る85.6%まで低下し、耕作放棄地は年々増加傾向にあります。一方、担い手への農地の集積割合はここ数年3割程度と全国平均の約5割に比べて低迷しています。

このため、今後においては、効率的かつ安定的な担い手の確保・育成を図るとともに、これら担い手への農地集積をより一層加速化させることにより、本県農業を、将来にわたって持続的に発展可能な生産構造へと改革していくことが喫緊の課題となっています。

当機構は、平成26年3月に県知事から「農地中間管理機構」として指定を受けるとともに、市町をはじめ、農業委員会、JAなど関係機関・団体との緊密な連携のもと、国の農政改革の柱としてスタートした農地中間管理事業を積極的に推進し、地域農業の核となる認定農業者や新規就農者、集落営農法人をはじめとする担い手への農地の集積、集約化のほか、それら担い手の経営発展に必要な支援を総合的に実施するとともに、地域農業の振興を通じて耕作放棄地の発生防止や解消にも努めているところです。

2 平成27年度の実績

平成27年度事業の推進に当たっては、生産者に対する制度の周知と関係機関・団体との連携による推進体制の整備が不可欠であることから、平成26年度に引き続き、制度の仕組みを周知し生産者の相談に的確に対応するため、県や機構のほか、各市町、JAなど関係機関・団体のホームページや広報誌の活用、農業委員や生産者を対象とした研修会、説明会の開催等による周知活動を実施するとともに、知事が前面に立った広報活動や機構理事長が全ての市町長を訪問し、農地中間管理事業の推進を要請するなど、積極的な周知活動に努めてきました。また、推進体制の充実を図るため、生産現場において、農地の出し手と受け手のニーズを把握して機構を通じた農地の利用集積を進める農地集積専門員21（平成28年3月末時点）名を14市町の窓口配置し、農地の出し手と受け手の顔の見える、きめ細かなマッチング活動を展開してきたところです。

こうした取組みの結果、平成27年度、当機構が借り入れた面積は26年度の3倍の406ヘクタール、当機構を通じた担い手への転貸面積は、26年度の3.8倍にあたる400ヘクタール、そのうち、非担い手から担い手に新たに貸借された面積は、26年度の2.6倍となる197ヘクタールと大幅に増加したものの、年間集積目標1,270ヘクタールに対する機構の寄与度は16%と全国平均の18%をわずかに下回り、都道府県別のランキングでは21位に位置づけられました（表1）。

借入面積、転貸面積、担い手への新規集積面積が大幅に増加したにもかかわらず、全国都道府県ランキングで中位に位置づけられた要因としては、周知・PRが進みつつあるとはいえ、依然として、この制度の基本である「白紙委任」の考え方に対する土地所有者の不安が存在することに加え、①ため池を中心とした複雑な水利慣行（ため池依存率52%）、②利用権の設定期間の長さ（原則6年以上）、③事務の繁杂さや処理期間の長さなども大きいと考えており、今後においては、担い手をはじめとする、生産者のニーズをきめ細かくうかがって、地域における話し合いを通じた合意形成の場に積極的に参画し、こうした課題を一つずつ解決しながら、農地の面的集積・集約を促進していくことが極めて重要と考えております。

表1 香川県における農地中間管理事業の実績(平成28年3月末)

	耕地面積 (ha)	香川県農地機構の借入・転貸面積							
		借入面積			転貸面積		うち新規集積面積		
		面積 (ha)	対前年	全国 順位 ①	面積 (ha)	対前年	面積 (ha)	対前年	全国 順位 ②
27年度	31,000	406	3.0倍	28位	400	3.8倍	197	2.6倍	21位
26年度	31,200	137	-	-	104	-	77	-	12位
累計		540	-	28位	498	-	271	-	14位

※途中解約された農地は累計から除いている。

3 平成28年度推進目標

香川県が平成26年3月に策定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、認定農業者、集落営農組織等の担い手が、平成35年までの10年間で76.5%の農地を集積する姿を実現するため、平成35年度の集積目標面積を21,105haと設定し、その数値から平成27年度の年間集積目標を1,270haと算出しました。

① 農地の貸借

区 分		件 数	貸借面積	備 考
賃貸借		件	ha	
	借 入	2,100	635	
	貸付(転貸)	900	635	
使用貸借		件	ha	※675haのうち40haについては、市町等による担い手掘り起こしの意向を受けた保全管理
	借 入	2,300	675	
	貸付(転貸)	1,400	635	
計		件	ha	
	借 入	4,400	1,310	
	貸付(転貸)	2,300	1,270	

② 農地の売買

区 分		件 数	売買面積	備 考
買 入		件	ha	
		20	4.5	
売 渡		件	ha	
		20	4.5	

4 平成28年度重点推進事項

当機構では、平成27年度において明らかになった課題を踏まえて、平成28年度において重点的に取り組む事項を次のとおり定めるとともに、市町をはじめ関係機関・団体との密接な連携のもと、「人・農地プラン」の見直しなどに合わせた地域の話し合いに積極的に参画することにより、「**地域の合意形成の場やリーダーを活用した効率的な農地集積の推進**」を図ることとしています。

(別紙1、別紙2、別記)

- ① 様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施
- ② 農地集積専門員の増員と農地利用最適化推進員との連携強化
- ③ 香川県農業経営者協議会との協定締結に向けた検討
- ④ 中山間地域等の合意形成に基づく、公募による借受希望の掘り起こし
- ⑤ 中山間地域等における、高収益作物への転換を図る地区の検討
- ⑥ 重点実施区域における耕作条件の改善を通じた利用集積を促進
- ⑦ 担い手ごとに分散している農地の交換による集約化の促進
- ⑧ 担い手ニーズに即した簡易な基盤整備による利用集積の加速化

平成28年度の重点実施区域及びモデル地区は、集落営農推進地区、基盤整備推進地区、日本型直接支払推進地区を中心に、県及び市町と協議のうえ、別紙3のとおり設定し、関係機関・団体との緊密な連携の下、重点的に事業を推進することとしています。今後、事業の進捗状況に合わせて随時見直しを行う予定です。

農地中間管理事業による農地の集積・集約化の推進について【別紙1】

《課題》

- 農業者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加
- 水利慣行が複雑で集積が進みにくい

《これまでの取り組み》

●26年度～

農地機構の設立

- 機構体制の充実(本部8名・現場17名)
- 県独自の支援措置
 - ・受け手への助成
 - ・話し合い活動への助成
- 積極的なPR活動
 - ・知事自ら先頭に、様々な機会・媒体

●27年度～

担い手のニーズを踏まえた運用改善

- 農地集積専門員の増員(17名⇒22名)
- 地域の実情に応じた利用権設定期間の設定(6年⇒3年)

集積・集約化のステップ

- ステップ1 マッチングによる集積
- ステップ2 掘り起こしによる集積
- ステップ3 交換による集約

ステップ4 人・農地プランによる集積・集約

【進捗状況】

- ・借受希望農地は順調に増加 [1,281.4ha(H27.3末)⇒1,667.4ha(H28.3末)]
 - ・貸付希望農地も増加傾向が加速化 [241.3ha(H27.3末)⇒ 684.8ha(H28.3末)]
 - ・借入面積 26年度:137.1ha 27年度:406.4ha (26～27年度の全国順位:28位)
 - ・転貸面積 26年度:103.8ha 27年度:399.5ha
 - うち 新規集積面積 26年度:77.7ha 27年度:196.9ha
 - (26～27年度の全国順位:14位)
- (平成26年度からの累積: 借入面積(539.5ha) 転貸面積(497.7ha))

【28年度の取組】

●強化する取組 △継続する取組

●地域における話し合い活動の推進

- ・人・農地プランの作成・見直しの推進
- ・農地集積計画の策定支援

●面的集積の促進

- ・集落営農、基盤整備、日本型直接支払制度等の関連事業の一体的な推進

△個々のマッチングのさらなる推進

- ・農地集積専門員の増員(22名⇒23名)
- ・受け手や出し手に対する補助金等の交付

●担い手ごとに分散している農地の集約化

- ・担い手の農地の連坦化に協力する農地所有者に対する県独自の支援制度の創設
- ・法人団体等との協定の締結や市町農業委員会等との連携による従来の農地法・基盤法などから機構による農地の集積・集約化

△積極的なPR活動

- ・知事や理事長によるPR活動の展開
- ・県や市町、JAなどによる広報の充実

平成28年度農地中間管理事業 重点推進事項

平成27年度の結果を踏まえて 解決すべき課題

- ① 農地の出し手において、制度に対する理解が進んでいない。
- ② 中山間地域を中心に担い手不足が深刻化しており、借受希望者のいない農地が増加している。
- ③ 狭小である、進入路がない、水資源が不足している、などの理由により、借受希望者(担い手)のニーズに合わない農地の貸付希望が多い。

★ 当面の取組み

- 様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施
- 農地集積専門員の増員と農業委員・農地利用最適化推進委員との連携強化による新規掘り起こし活動の強化
- 香川県農業経営者協議会との農地中間管理事業の積極的な活用に向けた協定締結の検討
- 中山間地域等の借受希望者がいない地域において、農業者の合意形成を図りながら、一定規模以上の農地について公募によるマッチングを実施(地域外からの担い手の参入促進)
- 農地集積を図りながら、高収益作物への転換を図る取組みが可能な地区の検討(農地耕作条件改善事業(高収益作物転換型)の活用方策の検討)
- 農地中間管理事業の重点実施区域において、担い手の多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を図りながら、農地の利用集積を推進(農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)の活用)
- 担い手ごとに分散している農地を担い手間で交換することにより集約化を加速化し、団地化による面的拡大を促進(県単独事業の活用)
- 農用地活用改善対策モデル事業(新規 機構単独事業)と農地中間管理事業の一体的な推進による農地の利用集積の加速化

★中・長期的な取組み

- 地域での合意形成の場やリーダーを活用した効率的な面的農地集積の推進(別記イメージ図のとおり)

重点実施区域では、関係機関・団体が連携して農地中間管理事業を推進 ～モデル地区においては農業農村基盤整備事業の予算を優先的に配分～

農地中間管理事業の重点実施区域(重点地域)及びモデル地区(平成28年6月1日現在)

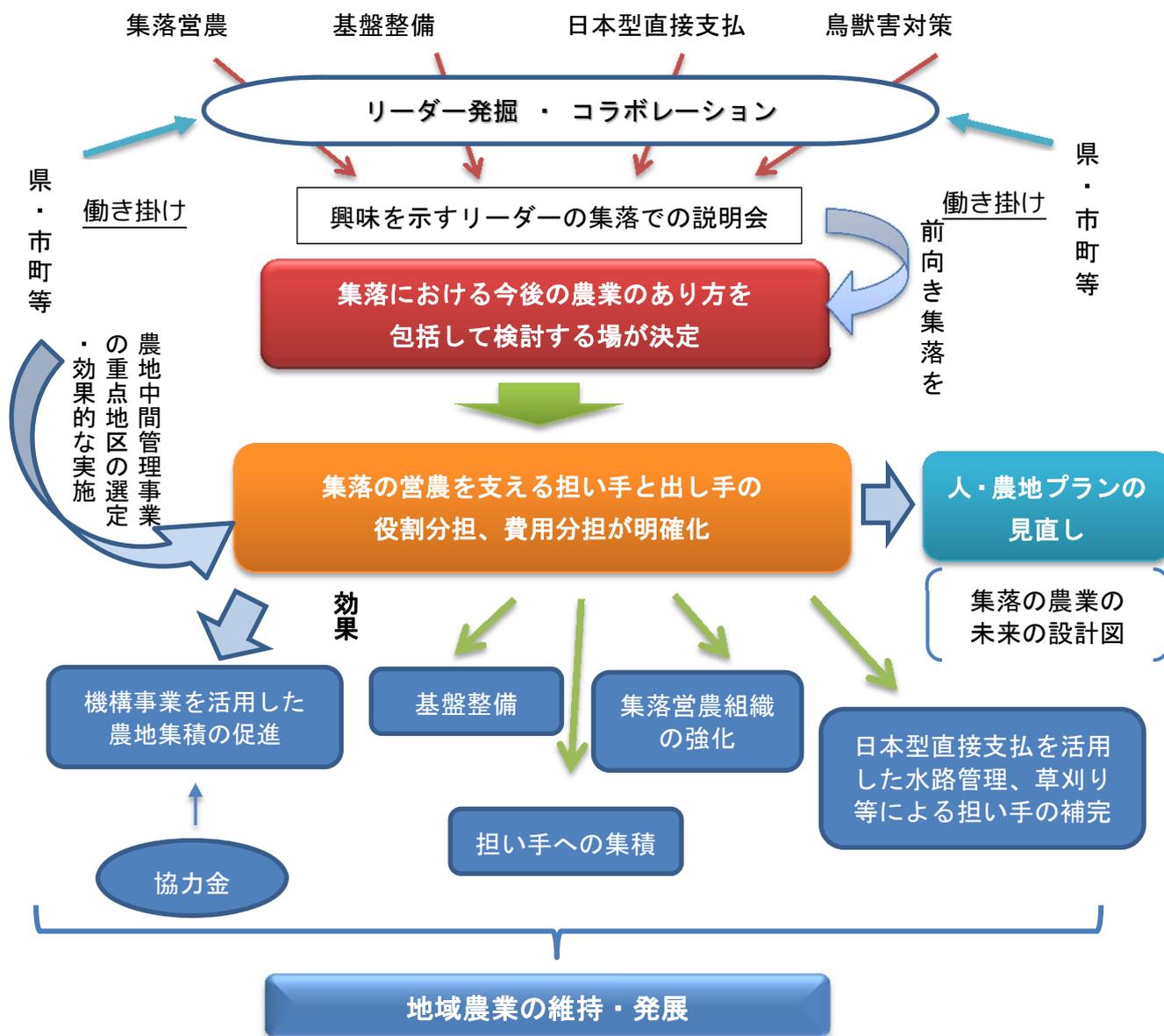
※は平成27年7月以降追加となった区域

公益財団法人香川県農地機構

市町名	重点実施区域 モデル地区	モデル 地区	区域(地区)内 農地面積(ha)	備 考 (重点的に取り組んでいる 関連施策等)	市町名	重点実施区域 モデル地区	モデル 地区	区域(地区)内 農地面積(ha)	備 考 (重点的に取り組んでいる 関連施策等)
高松市	※檀紙中間地区		7	基盤整備、集落営農	綾川町	山田地区		49	基盤整備、集落営農、 多面的機能支払
	牟礼町王子地区		16	基盤整備、集落営農		羽床上地区	○	27	基盤整備、集落営農、 多面的機能支払
丸亀市	飯山町長閑地区		85	集落営農		奥谷下地区		14	集落営農、中山間直払
	飯山町久米氏地区		19	集落営農	琴平町	下櫛梨地区		23	集落営農、 多面的機能支払
坂出市	府中町三区地区		189	認定農業者等	多度津町	青木地区		38	集落営農、 多面的機能支払
善通寺市	山下地区	○	7	集落営農	まんのう町	仲分下地区		15	集落営農
	鉢伏地区		32	集落営農、基盤整備、 多面的機能支払		上種子地区		10	集落営農、中山間直払 多面的機能支払
観音寺市	※植田・村黒・ 坂本地区		79	基盤整備	計	23地区	3地区	1,383	
	立石地区		13	認定農業者等、集落営農					
	※油井・大畑・ 山田地区		84	基盤整備	重点実施地域	農地中間管理事業の実施に関する規程第2条の基準に基づき、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域として、機構が県及び市町と協議の上で設定した区域			
さぬき市	鴨部東地区	○	77	認定農業者等、基盤整備、 多面的機能支払					
東かがわ市	友村地区		16	集落営農、中山間直払	モデル地区	重点地域のうち、農地中間管理事業を推進する上でモデル性が高く、周辺地域への波及効果が特に高い区域として、機構が県及び市町と協議の上で設定した地区			
三豊市	豊中町北部地区		309	集落営農、基盤整備、 多面的機能支払					
土庄町	伊喜末地区		70	集落営農、鳥獣害対策					
小豆島町	池田地区		149	認定農業者等、基盤整備					
三木町	田中北部地区		58	基盤整備、集落営農、 多面的機能支払					

○地域での話し合いの機会を生かした効率的な集積（イメージ図）

＜地域の課題解決のための話し合いの機会＞



＜進めるに当たって＞

取組地域ごとに方針を決める段階で、各事業をどう組み合わせるのがその地域にとって最もよいか、地域の担当者（市町、JA等）と各事業を熟知している県（普及センター、土地改良事務所）が集まって相談し、道筋を整理した上で、地元へ提案することが必要である。

対象地区ごとにチームを作って対応する。

（農地集積とコラボレーションのイメージ）

- 集落営農・・・出し手に対し、作業受託、期間借地だけでなく農地リース選択肢を与えることにより、機構集積協力金による経営転換等は円滑化
- 基盤整備（小規模）・・・水路改修などに伴う農地の利用条件の改善、ため池の慣行水利権の承継も
- 日本型直接支払・・・耕作放棄地の発生抑止に繋がり、農地の貸借も可能に
- 鳥獣害対策・・・追い払い、柵点検などの労働と農作業の分離により、鳥獣害防止活動と営農活動がともに活発化